

下関市教育委員会 11月定例会 資料

令和2年11月25日（水） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第60号 第3期下関市立学校適正規模・適正配置

基本計画について別冊①

第61号 令和2年度教育予算の補正（12月）について P 2

第62号 財産の取得（小・中学校GIGAスクール構想） P 10

第63号 財産の取得（高等学校GIGAスクール構想） P 11

第64号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を

改正する条例 P 13

第65号 下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を

改正する条例 P 15

[臨時代理等の報告]

○令和2年11月16日付け人事異動について別冊②

[報告事項]

○令和3年度教育予算について別冊③

○「令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の

諸問題に関する調査」の結果について P 20

○「学校給食・関門交流の日」について P 24

○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について P 26

教育委員会定例会 日程表

令和2年11月25日(水) 9時30分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第60号 第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画について	教育政策課
第61号 令和2年度教育予算の補正(12月)について	教育政策課
第62号 財産の取得について(小・中学校GIGAスクール構想関連)	学校支援課
第63号 財産の取得について(高等学校GIGAスクール構想関連)	下関商業高等学校
第64号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	幼児保育課
第65号 下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	生涯学習課

日程2

【臨時代理等報告】

令和2年11月16日付け人事異動について	学校教育課
----------------------	-------

日程3

【報告事項】

○令和3年度教育予算について	教育政策課
○「令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について	学校教育課
○「学校給食・関門交流の日」について	学校保健給食課
○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について	生涯学習課

日程4

【その他】

■次回開催予定

令和2年12月25日(金)

R2. 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R3. 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

閉会

下関市教育委員会
議 案 第 6 1 号

令和2年度教育予算の補正（12月）について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和2年度教育予算の補正（12月）について

令和2年度教育予算の補正（12月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和2年第4回市議会定例会に議案として提出するため。

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額			計
	補正額	補正額	計	
16 国庫支出金	48,576,566	474,432	49,050,998	
1 国庫負担金	14,612,720	290,407	14,903,127	
2 国庫補助金	33,882,386	184,025	34,066,411	
9 教育費国庫補助金	1,266,720	3,300	1,270,020	
23 市債	8,784,652	78,763	8,863,415	
1 市債	8,784,652	78,763	8,863,415	
10 災害復旧債	165,700	5,000	211,700	

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額	金 額	
1 教育総務費補助金	3,300	3,300	教育総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金 対象額 3,300千円の10/10
3 その他公共施設公 用施設災害復旧債	5,000	5,000	教育施設災害復旧債
			5,000

(3) 歳出

(単位：千円)

款	項	補正額の額			補正額の財源内訳		
		補正前の額	補正額	計	特定額	財源	内訳
	目				国県支出金	市債	その他
10	教育費	9,638,660	△ 84,928	9,553,732	3,300		△ 88,228
	1 教育総務費	1,098,521	△ 8,784	1,089,737	3,300		△ 12,084
	2 事務局費	21,325	△ 1,087	20,238			△ 1,087
	3 職員手当等	1,077,196	△ 7,697	1,069,499	3,300		△ 10,997
	4 共済費						
	11 役務費						
	18 負担金補助及び交付金						
2	小学校費	2,459,387	△ 9,394	2,449,993			△ 9,394
	1 学校管理費	1,174,624	△ 9,394	1,165,230			△ 9,394
	2 小学校費						
	3 職員手当等						
	4 共済費						

節				目	の	説明
区分	金額	説明	明			
2	給料	△ 1,087	特別職給	教育委員会運営業務	教育長	1人
1	報酬	△ 6,200	会計年度任用職員	一般管理業務	一般職	44人
2	給料	△ 5,581	一般職給	学校教育業務	会計年度任用職員	143人
3	職員手当等	1,020	扶養手当	特別支援教育支援員		
			住居手当			
			通勤手当			
			時間外勤務手当			
			管理職手当			
			期末勤勉手当			
			児童手当			
4	共済費	△ 236	共済組合負担金			
11	役務費	100	手数料			
18	負担金補助及び交付金	3,200	補助金			
			修学旅行中止等支援補助金			
1	報酬	738	会計年度任用職員	学校管理業務	一般職	67人
2	給料	△ 3,949	一般職給	会計年度任用職員		33人
3	職員手当等	△ 1,860	扶養手当			
			住居手当			
			通勤手当			
			期末勤勉手当			
4	共済費	△ 4,323	共済組合負担金			
			社会保険料			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特 定 財 源	財 源	内 訳
						国県支出金	市 債	その他
3	中学校費		1,162,073	△ 8,803	1,153,270			△ 8,803
		1 学校管理費	511,308	△ 8,803	502,505			△ 8,803
4	高等学校費		625,388	353	625,035			353
		1 高等学校税務費	467,303	△ 353	466,950			△ 353
6	社会教育費		1,906,108	40,447	1,865,661			40,447
		1 社会教育総務費	695,078	△ 38,056	657,022			△ 38,056

区分	金額	説明	目的の説明	明
1 報酬	△ 2,040	会計年度任用職員	学校管理業務 一般職 会計年度任用職員	27人 9人
2 給料	△ 1,461	一般職給		
3 職員手当等	△ 3,156	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当 児童手当		
4 共済費	△ 2,146	共済組合負担金 健康保険料 社会保険料		
2 給料	1,010	一般職給	一般管理業務 一般職	52人
3 職員手当等	△ 14	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 期末勤勉手当 定時制通信教育手当 児童手当		
4 共済費	△ 1,349	共済組合負担金 健康保険料 社会保険料		
2 給料	△ 22,076	一般職給	一般管理業務 一般職	55人
3 職員手当等	△ 11,993	扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末勤勉手当		
4 共済費	△ 3,987	共済組合負担金 健康保険料 社会保険料		

(単位：千円)

節				目 の 説 明
区 分	金 額	説 明		
1 報酬	△ 2,987	会計年度任用職員	△2,987	一般管理業務 会計年度任用職員 74人
3 職員手当等	△ 504	期末勤勉手当		
4 共済費	△ 342	健康保険料 社会保険料	△239 △103	
1 報酬	△ 251	会計年度任用職員	△251	歴史博物館管理運営業務 会計年度任用職員 5人
1 報酬	1,693	会計年度任用職員	1,693	管理運営業務 会計年度任用職員 4人
2 給料	△ 9,670	一般職給	△9,670	一般管理業務 一般職 45人
3 職員手当等	△ 5,148	扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末勤勉手当 児童手当	△414 362 △1,422 756 △3,970 △460	
4 共済費	△ 1,431	共済組合負担金 健康保険料 社会保険料	△761 △271 △399	
1 報酬	△ 898	会計年度任用職員	△898	社会体育振興育成業務 スポーツ交流推進業務 会計年度任用職員 1人
14 工事請負費	5,000	災害復旧工事		現年発生災害復旧事業

款 項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	市 価	一般財源
5 図書館費	300,601	△ 3,833	296,768	国県支出金		△ 3,833
6 博物館費	275,465	△ 251	275,214			△ 251
7 美術館費	112,820	1,693	114,513			1,693
7 保健体育費	2,142,530	△ 17,147	2,125,383			△ 17,147
1 保健体育総務費	1,013,691	△ 16,249	997,442			△ 16,249
2 体育振興費	78,127	△ 898	77,229			△ 898
11 災害復旧費	259,650		333,150	20,407	46,000	7,093
3 その他公施設 設公用施設 害復旧費	0	14,400	14,400		14,400	
2 教育施設 害復旧費	0	5,000	5,000		5,000	

4. 債務負担行為の補正に関する調書

債務負担行為

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度

1 追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額	
		期 間	金 額
学校給食調理業務(吉田小学校ほか2校)	43,000		

以降の支出予定額等に関する調書(当該年度新規分)

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源	
期 間	金 額	国庫支出金	市 債	そ の 他	
令和3年度から 令和5年度まで	43,000				43,000

2 変更

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
学校給食調理等業務	10,000,000		

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源	
補 正 期 間	補 正 後 金 額	国庫支出金	市 債	そ の 他	
令和4年度から 令和19年度まで	令和6年度から 令和20年度まで	10,000,000			10,000,000

事業名	修学旅行の中止・延期等に係るキャンセル料等支援事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成		
担当課名	学校教育課	開始年度	令和2年度

◆事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、市立学校が修学旅行の中止や延期等をした場合に発生するキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、財政的な支援を実施するもの。

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R1	R2	R3	最終年度
申請に対する補助率	%		100		

◆参考情報

▼参考情報

(令和2年11月11日現在)

		当初予定			中止・延期・変更内容						
		参加予定 児童生徒数	時期	旅行先	中止	8月	9月	10月	11月	12月	主な旅行先
小学校	44校	2,147人	1学期	九州			14校	12校	17校	1校	県内、広島、長崎
中学校	22校	1,903人	1学期	関西	12校	1校		8校	1校		県内、長崎、鹿児島
高等学校	1校	157人	2学期	北海道						1校	大分・長崎
合計	67校	4,207人			12校	1校	14校	20校	18校	2校	

◆予算情報

(単位：千円)

年度		R1予算	R2予算			R3予定
			補正前	補正額	計	
事業費				3,300	3,300	
主要な経費	手数料			100	100	
	補助金			3,200	3,200	
財源	国庫・県支出金			3,300	3,300	
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

事業名	学校給食施設再編整備（債務負担行為）		
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上		
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和2年度

◆事業の概要

老朽化が進む南部学校給食共同調理場を建替えるとともに、自校式の学校を受配校として再編（集約化）することで、給食施設の改善を図る。また、従来の整備・運営方法から民設民営方式を採用することで、民間が持つノウハウを最大限生かし、食物アレルギーへの対応のほか、現行の衛生基準に沿った衛生的で安全な学校給食の提供を目指す。

なお、プロポーザル開始に係る準備に時間を要したため、事業開始年度を変更する。

【現 南部調理場】

- ・設置場所：彦島江の浦町3丁目4-10
- ・開設年月：昭和47年3月
- ・敷地面積：1,974㎡
- ・延床面積：989㎡
- ・受配校：9校
- ・現在食数：2,099食



◆施設の概要、計画等

●整備予定地

一の宮住古三丁目2-1
（現 新下関市場用地内）

●事業概要

- ・供給能力：8,000食/日
- ・事業期間：15年間（180ヶ月）
- ・事業手法：民設民営方式
- ・事業内容：施設に関する設計・整備
施設の維持管理
給食の調理・配送等含む運営
- ・事業者選定方法：公募型プロポーザル方式



●予算（債務負担行為）

変更前：10,000,000千円【令和4年度～19年度】
変更後：10,000,000千円【令和6年度～20年度】

◆予算情報

（単位：千円）

年度		R1予算	R2予算		計	R3予定
			補正前	補正額		
事業費						
主要な経費						
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

下関市教育委員会
議案第62号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

財産の取得について

下関市立小中学校のICT環境を整備するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社NTTフィールドテクノ
代表取締役 桂 一詞
上記代理人 山口市熊野町4番5号
株式会社NTTフィールドテクノ中国支店山口営業所
取締役山口営業所長 小倉 康宏
- 2 目的物 電子黒板（小学校472台、中学校195台、計667台）
- 3 取得価格 115,044,160円

提案理由

電子黒板を取得することについて、令和2年第4回定例市議会に議案として提出するため。

下関市教育委員会
議案第63号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

財産の取得について

下関商業高等学校のICT環境を整備するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 下関市宝町1番6号
サンテレコム株式会社
代表取締役 前田幸子
- 2 目的物 学習用タブレット端末一式（内訳別表のとおり。）
- 3 取得価格 48,207,170円

提案理由

学習用タブレット端末を取得することについて、令和2年第4回市議会定例会に議案として提出するため。

別表

区分	数量	金額
生徒用	4 9 1 台	3 7 , 1 6 8 , 7 0 0 円
指導者用	5 2 台	6 , 6 5 6 , 0 0 0 円
消費税及び地方消費税相当額		4 , 3 8 2 , 4 7 0 円
合計	5 4 3 台	4 8 , 2 0 7 , 1 7 0 円

下関市教育委員会
議案第 64 号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を
次のように改正する。

別表第4 下関市立江浦幼稚園の項及び下関市立川中西幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立江浦幼稚園及び下関市立川中西幼稚園を廃止することに伴い、令和2年第4回市議会定例会に議案として提出するため。

旧		新	
別表第4(第5条関係)		別表第4(第5条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
下関市立江浦幼稚園	下関市彦島江の浦町三丁目4番5号	削除	
略		略	
下関市立川中西幼稚園	下関市古屋町二丁目8番1号	削除	
略		略	

下関市教育委員会
議案第65号

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表第2 北部公民館の部を次のように改める。

北部公民館	講堂	円 1,460	円 1,880	円 2,300	円 460	円 310	円 520
	第1研修室	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	620	790	150	100	150
	第3研修室	450	620	790	150	100	150
	第4研修室	450	620	790	150	210	310
	第5研修室	450	620	790	150	210	310
	第6研修室	450	620	790	150	100	150
	第7研修室	450	620	790	150	100	150
	第8研修室（講堂）	620	830	1,030	210	210	310

	第 9 研修室（講堂）	450	620	790	150	210	310
	第 1 講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	第 2 講座室（和室）	450	620	790	150	100	150
	視聴覚室	450	620	790	150	100	150
	第 1 レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	第 2 レクリエーション室	450	620	790	150	210	310
	第 3 レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
	料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

（準備行為）

- 2 その条例による改正後の下関市立公民館の設置等に関する条例の規定による北部公民館の使用に係る許可及びこれを行うため必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

令和 2 年第 4 回市議会定例会に議案として提出するため。

新 旧 対 照 表

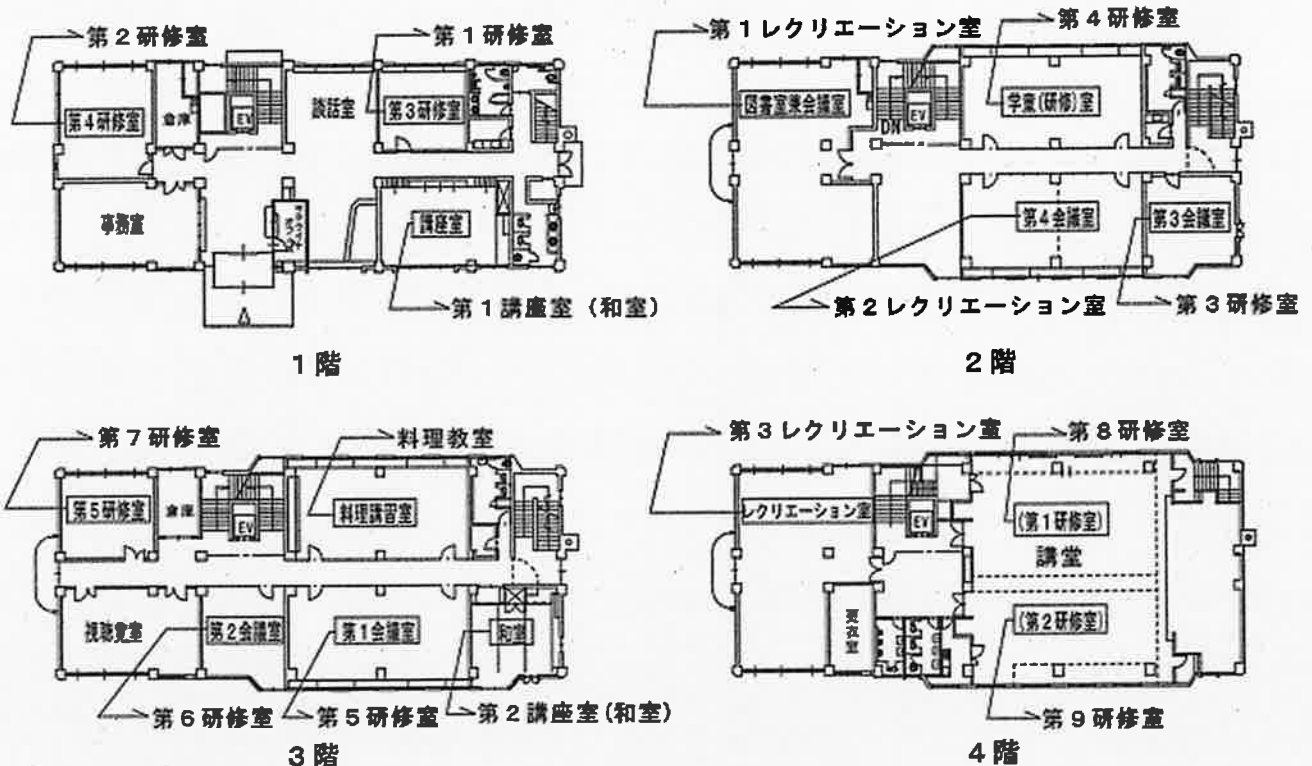
新													
別表第2 (第11条関係)													
区分		使用料										冷暖房設備 (1時間当たり)	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	延長料金 (1時間当たり)	冷暖房設備 (1時間当たり)							
						冷房	暖房						
北都公民館	～	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	第2研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	第3研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	第4研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	210	310
	第5研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	210	310
	講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
北都公民館	視聴覚室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会議室	620	830	1,030	210	210	310	620	830	1,030	210	210	310

旧													
別表第2 (第11条関係)													
区分		使用料										冷暖房設備 (1時間当たり)	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	延長料金 (1時間当たり)	冷暖房設備 (1時間当たり)							
						冷房	暖房						
北都公民館	～	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第1研修室	620	830	1,030	210	210	310	620	830	1,030	210	210	310
	第2研修室	450	620	790	150	210	310	450	620	790	150	210	310
	第3研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	第4研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	第5研修室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	講座室 (和室)	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
北都公民館	視聴覚室	450	620	790	150	100	150	450	620	790	150	100	150
	図書室兼会議室	620	830	1,030	210	210	310	620	830	1,030	210	210	310

旧						新						
レクリエーション室	620	830	1,030	210	310	第9研修室(数室)	450	620	790	150	210	310
備考 略						第1講座室(和室)	450	620	790	150	100	150
						第2講座室(和室)	450	620	790	150	100	150
						視聴覚室	450	620	790	150	100	150
						第1レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
						第2レクリエーション室	450	620	790	150	210	310
						第3レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310
						料理教室	930	1,250	1,560	310	210	310
備考 略						略						
備考 略						備考 略						

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部改正について

○室名の変更



○使用料の設定

(旧)

施設名	室の名称	使用料(円)		
		午前	午後	夜間
北部公民館	講堂	1,460	1,880	2,300
	第1研修室(講堂)	620	830	1,030
	第2研修室(講堂)	450	620	790
	第3研修室	450	620	790
	第4研修室	450	620	790
	第5研修室	450	620	790
	講座室(和室)	450	620	790
	視聴覚室	450	620	790
	図書室兼会議室	620	830	1,030
	レクリエーション室	620	830	1,030
勤労婦人センター	第1会議室	520	700	870
	第2会議室	280	340	450
	第3会議室	280	340	450
	第4会議室	520	700	870
	学童(研修)室	520	700	870
	料理講習室	700	870	1,040
	和室	280	340	450

(新)

施設名	室の名称	使用料(円)		
		午前	午後	夜間
北部公民館	講堂	同左	同左	同左
	第8研修室(講堂)	同左	同左	同左
	第9研修室(講堂)	同左	同左	同左
	第1研修室	同左	同左	同左
	第2研修室	同左	同左	同左
	第7研修室	同左	同左	同左
	第1講座室(和室)	同左	同左	同左
	視聴覚室	同左	同左	同左
	第1レクリエーション室	同左	同左	同左
	第3レクリエーション室	同左	同左	同左
	第5研修室	450	620	790
	第6研修室	450	620	790
	第3研修室	450	620	790
	第2レクリエーション室	450	620	790
	第4研修室	450	620	790
	料理教室	930	1,250	1,560
	第2講座室(和室)	450	620	790

※使用料区分の時間帯

午前：午前9時から正午まで

午後：午後1時から午後5時まで

夜間：午後6時から午後10時まで

報 告 事 項
令和 2 年 1 1 月 2 5 日
学 校 教 育 課

「令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」の結果について

下関市立各小・中学校の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の状況について、別紙
のとおり報告いたします。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より

R2. 10. 30

【暴力行為の状況（発生件数）】

下関市教育委員会
生徒指導推進室

◆発生件数の推移

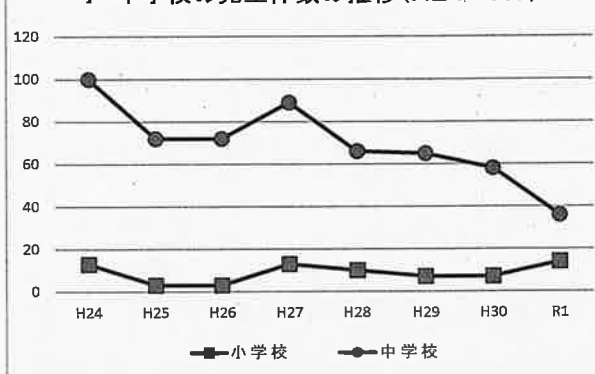
【小・中学校】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	13	3	3	13	10	7	7	14
中学校	100	72	72	89	66	65	58	36
計	113	75	75	102	76	72	65	50

○発生学校数

	小学校	中学校
学校管理下	9	14
管理下以外	1	1
計	10	15

小・中学校の発生件数の推移(H24～R1)



◆発生率の推移（1000人当たりの発生件数で比較）

【小学校】

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下関市	0.3	1.0	0.2	1.0	0.8	0.6	0.6	1.1
山口県	0.9	1.0	1.2	1.8	2.0	2.4	3.3	5.6
全国	1.2	1.6	1.7	2.8	3.5	4.4	5.7	6.8

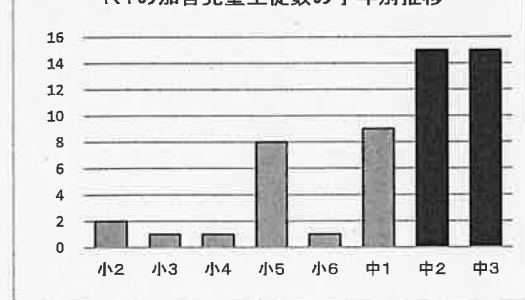
【中学校】

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下関市	17.7	15.3	11.0	16.0	10.7	11.0	10.1	6.2
山口県	14.3	12.4	11.5	10.9	9.4	9.4	11.3	8.6
全国	10.7	11.3	10.1	9.5	9.2	8.9	8.9	8.8

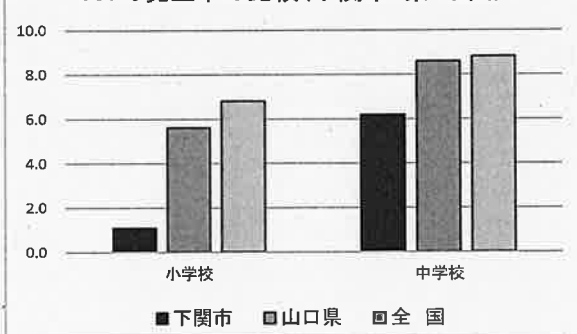
◆学年別加害児童生徒数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	1	2	1	1	8	1	14
中学校	9	15	15	—	—	—	39

R1の加害児童生徒数の学年別推移



R1の発生率の比較（下関市・県・全国）



◆暴力行為別推移

【小学校】

区分	H29	H30	R1
対教師暴力	1	3	4
生徒間暴力	3	3	8
対人暴力	0	0	0
器物破壊	3	1	2
計	7	7	14

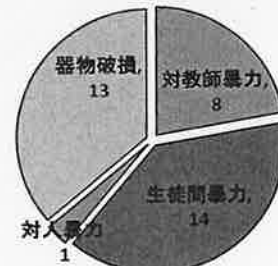
R1 小学校区分の内訳



【中学校】

区分	H29	H30	R1
対教師暴力	14	8	8
生徒間暴力	41	44	14
対人暴力	3	2	1
器物破壊	7	4	13
計	65	58	36

R1 中学校区分の内訳



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より

R2. 10. 30

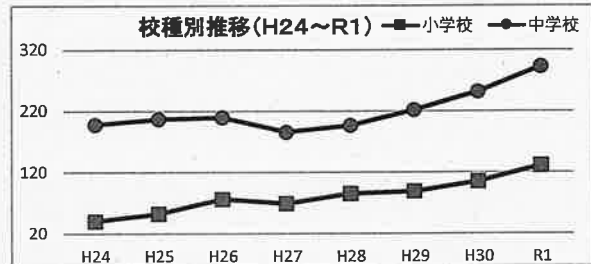
【不登校の状況】

下関市教育委員会
生徒指導推進室

◆校種別推移

【小・中学校】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	40	52	76	69	85	89	105	131
中学校	198	207	210	186	197	222	252	293
計	238	259	286	255	282	311	357	424



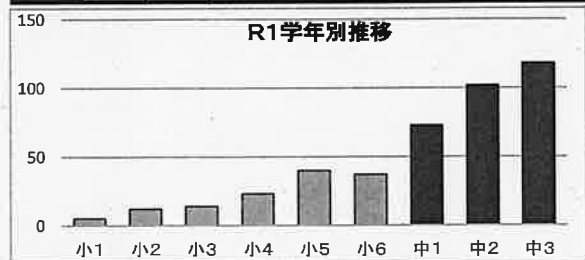
◆学年別推移

【小学校】

学年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1 年	1	2	8	2	5	5	3	5
2 年	6	3	5	6	3	7	7	12
3 年	4	8	9	11	13	10	9	14
4 年	3	12	16	14	21	17	28	23
5 年	15	15	15	21	21	23	27	40
6 年	11	12	23	15	22	27	31	37
計	40	52	76	69	85	89	105	131

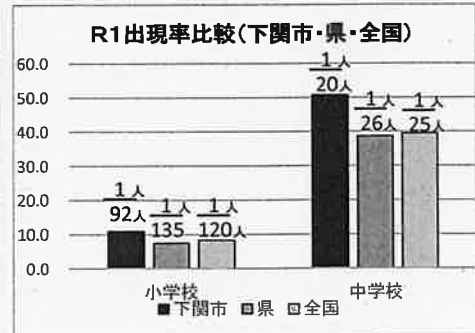
【中学校】

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1 年	52	38	52	50	53	59	74	73
2 年	80	80	79	64	72	83	91	102
3 年	66	89	79	72	72	80	87	118
計	198	207	210	186	197	222	252	293



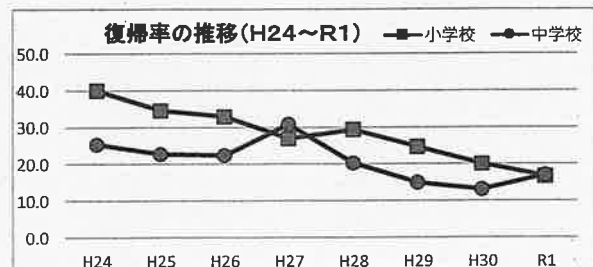
◆出現率(児童生徒1,000人当たりの数)

	H30			R1		
	全国	県	下関市	全国	県	下関市
小学校	7.0	6.1	8.5	8.3	7.4	10.9
	143人に1人	165人に1人	118人に1人	120人に1人	135人に1人	92人に1人
中学校	36.5	31.4	43.9	39.4	38.6	50.7
	27人に1人	31人に1人	22人に1人	25人に1人	26人に1人	20人に1人



◆復帰率(指導の結果、登校できるようになった)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	40.0	34.6	32.9	26.9	29.4	24.7	20.0	16.7
中学校	25.3	22.7	22.4	30.8	20.3	14.9	13.1	17.0
計	27.7	25.1	25.2	29.7	23	17.7	15.1	16.9



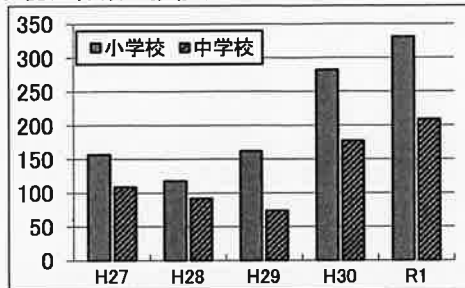
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」調査より

R2. 10. 30

【いじめ問題の状況】

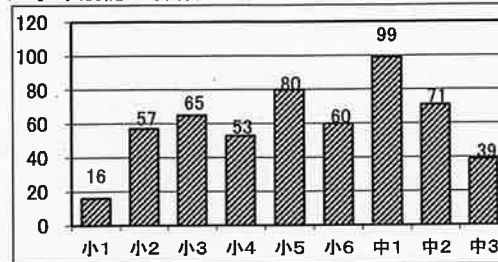
下関市教育委員会
生徒指導推進室

◆ 認知件数の推移(H27～R1)



	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	157	118	162	282	331
中学校	109	92	74	177	209
計	266	210	236	459	540

◆ 学年別認知件数(R1)



◆ いじめを認知した学校数(R1)

	学校の総数	いじめを認知した学校数	
小学校	47	41	87.2%
中学校	22	21	95.5%
計	69	62	89.9%

◆ いじめの態様(R1)

区 分	小学校		中学校	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	192	42.9%	125	46.8%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	46	10.3%	24	9.0%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	68	15.2%	33	12.4%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	36	8.0%	16	6.0%
金品をたかられる。	0	0.0%	0	0.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	28	6.3%	9	3.4%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	65	14.5%	36	13.5%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	5	1.1%	17	6.4%
その他	8	1.8%	7	2.6%

◆ いじめの発見のきっかけ(R1)

区 分	小学校		中学校	
① 学校の教職員等が発見	80	24.2%	58	27.8%
学級担任が発見	33	10.0%	24	11.5%
学級担任以外の教職員が発見	8	2.4%	18	8.6%
養護教諭が発見	0	0.0%	2	1.0%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0.0%	0	0.0%
アンケート調査など学校の取組により発見	39	11.8%	14	6.7%
② 学校の教職員以外からの情報により発見	251	75.8%	151	72.2%
本人からの訴え	93	28.1%	74	35.4%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	121	36.6%	62	29.7%
児童生徒(本人を除く)からの情報	22	6.6%	13	6.2%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	12	3.6%	0	0.0%
地域の住民からの情報	0	0.0%	1	0.5%
学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	3	0.9%	1	0.5%
その他(匿名による情報など)	0	0.0%	0	0.0%
いじめの認知件数(総数)	331	100.0%	209	100.0%

◆ いじめの現在の状況(R1年度末時点)

	解消しているもの		解消に向けて 取組中	その他
小学校	311	94.0%	18	2
中学校	194	92.8%	10	5
計	505	93.5%	28	7

◆ 県・全国との比較(R1)

下 関 市		山 口 県		全 国	
認知件数	認知率	認知件数	認知率	認知件数	認知率
540	29.8	4,406	31.6	612,496	46.5

※(いじめの)認知率については、児童生徒1,000人当たりの数

報 告 事 項

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

学 校 保 健 給 食 課

「学校給食・関門交流の日」について

北九州市と下関市は関門地域における県や市の枠組みを超えて両市の相互理解を深めることを目的に、平成 2 2 年度から「学校給食・関門交流の日」を実施しており、今年度で 1 1 回目となる。

今回は、下関市は北九州市小倉発祥の「焼きうどん」、北九州市は山口県の郷土料理の「けんちょう」を献立として、1 2 月 1 1 日に実施する。

なお、今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、取材対象校に来賓を招き、給食の様子を報道機関が取材する広報活動は行わない。また、令和 3 年 2 月に予定している「学校給食・くじら交流の日（長門市）」と「ふく給食の日」についても給食は実施するが、取材対象校での広報活動は行わない予定である。

開 催 日 令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金）

※一部学校は実施日が異なる。

～学校給食・関門交流の日～

かんもんかいきょう となり きたきゅうしゅうし しものせきし ぶん か さんぎょう
 関門海峡をはさんで、隣の北九州市と下関市は、文化や産業などさまざまなつながりがあります。
 この2つの市が、学校給食を通じてお互いの文化を学び、交流を深めるため、平成22年度から「学校給食・関門交流の日」を実施して、今年で11回目になります。
 今年も、北九州市小倉発祥の「焼きうどん」を下関市で、また山口県の郷土料理「けんちょう」を北九州市で提供します。この機会に、「焼きうどん」や「けんちょう」の料理法や、使われている地元の食材について学ぶことができるといいですね。



きたきゅうしゅうし こくらはっしょう や
 北九州市小倉発祥の「焼きうどん」



やまぐちけん
 山口県の「けんちょう」



や きたきゅうしゅうし こくらはっしょう りょうり
 焼きうどんは、北九州市小倉発祥の料理です。
 しゅうせんちよくご しよくりょうぶそく じだい や
 終戦直後の食糧不足だった時代には、焼きそば
 をつく ちゅうか て はい じょうきよう
 を作ろうにも、中華めんが手に入りにくい状況で
 した。そこで、小倉の食堂で、やむをえず干しうどん
 をゆでて、中華めんの代わりに入れて作ったのが
 はじ や きたきゅうしゅう
 始まりです。焼きうどんは2001年の北九州
 はくらんかい しょうかい いま きたきゅうしゅうし ない
 博覧会でも紹介され、今では、北九州市内の
 がっこうきゅうしよく にんき
 学校給食で人気メニューのひとつとなっています。

にく さかな はい しょうじんりょうり
 けんちょうは、肉や魚の入らない精進料理です。
 つく かた かんたん どうふ やさい にんじん だいこん さといも
 作り方は簡単で、豆腐と野菜（人参、大根、里芋な
 ど）を油で炒め、しょうゆ味のだしで味をつけます。
 あじ こ あじ
 味がしみ込むほどおいしくなるので、大量に作り、
 あたた あじ おい た
 温めなおすと味がなじんで美味しく食べられます。
 しるけ おお じる
 汁気の多い「けんちょう汁」にすることもあります。
 だいこん で き ふゆ ふだん
 大根がたくさん出来る冬の普段のおかずとして
 やまぐちけんぜんいき た
 山口県全域で食べられています。

報 告 事 項
令和2年11月25日
生涯学習課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年教育委員会規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり下関市青少年補導センター運営協議会から推薦され、市長より委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱

学校名・校区名	解嘱	委嘱
木屋川中学校	おかだ あきら 岡田 亮	うらおか おさむ 浦岡 理

2. 解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和2年9月30日

委嘱期間 令和2年10月1日から令和3年5月31日まで

3. 報告説明

青少年補導委員(教職員)の任期（令和元年6月1日～令和3年5月31日）
途中の残任期間の委嘱替えを行ったもの。